

虐待防止のための指針

株式会社びわこナーシング
訪問看護ステーション オリーブ
管理者 沖 晴美

1 虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は、利用者の尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待は、人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある、許されざる行為である。(株)びわこナーシング 訪問看護ステーションオリーブ (以下、事業所とする)では、虐待防止法の理念に基づき、虐待の防止とともに、虐待の早期発見・早期対応を徹底するために 本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたる。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者様の身体に外傷や痛みを与える、又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 看護・介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者様の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者様に心理的外傷を与えること。

(4) 性的虐待

利用者様にわいせつな行為をすること。又は利用者様にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者様の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止に関する事業所の体制

(1) 虐待防止及び身体拘束適正化委員会の設置

- ①事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下、虐待等とする)の発生防止等に取り組むにあたって、虐待防止及び身体拘束適正化委員会(以下委員会とする)を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

- ②委員会の委員長は管理者が務める。
- ③委員会の委員は法人内より3人以上とする。
- ④委員会は年1回以上 かつ必要に応じて担当者が招集する。

(2) 委員会における検討事項

- ①虐待防止のための指針の整備、見直しに関する事。
- ②虐待防止のための職員研修の内容及び企画運営に関する事。
- ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事。
- ④虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事。
- ⑥再発防止策を講じた際に、その効果および評価に関する事。

(3) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他資料を作成し、回覧するなどして周知徹底を図る。

(4) 苦情処理の徹底

事業所内における虐待を防止するため、利用者様及びその家族様等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう、委員会に報告し、苦情解決体制を整備する。

4 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待の防止、早期発見と、発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に虐待防止のための研修を実施する。研修内容としては虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、委員会において記録し保管する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに地域の包括支援センター 市町村に報告し、連携するとともに、被虐待者の生命・身体・財産の保護に努める。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。その際、委員会にも並行して相談・連絡・報告する。
- (3) 客観的な事実確認の結果 虐待者が職員であった場合は、役職位等を問わず、厳正に対処する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 相談・報告を受けた場合、窓口担当者は速やかに委員会に報告し、原則として随時委員会を開催する。
- (2) 事業所内で虐待が疑われる場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。

7 成年後見制度の利用支援

利用者様及びその家族様に対して、利用可能な権利擁護事業の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待通報後、虐待者から問い合わせや苦情が来た場合は、管理者に報告する。このとき、通報者の氏名等を聞かれても開示してはならない。恫喝等違法場行為をされた場合は、速やかに警察に通報し毅然と対処する。
- (2) 苦情相談で受けた内容は 個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

8 その他虐待防止の推進のために必要な事項

4に定める研修のほか、権利擁護及び虐待防止等のための内部研修や、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

9 記録の保管

委員会の審議内容等、事業所内における虐待防止に関する諸記録は5年間保管する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。